

議第77号

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし，第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ，第8条の次に次の1条を加える。

(物件の提出等)

第9条 市長は，対象者の資格に関し必要があると認めるときは，対象者その他の関係者に対し，文書その他の物件の提出を求め，又は市長が指定する職員に質問させることができる。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

提案理由

医療費の適正な給付の推進のため，医療費の支給を受ける者による子どもの監護の状況を把握するために必要な調査を行うことができることとする必要があるので提案する。